



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば



## 目次

### ●日本年金機構からのお知らせ●

- ・賞与支払届の提出について …………… 2
- ・「年金委員」ってなんですか？ …………… 2
- ・社会保険手続きは電子申請をご利用ください …… 3-4

### ●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・これからは医療を受けるならマイナンバーカード …… 5
- ・上手な受診で医療費を節約！ …………… 6

### ●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・お待たせしました！船橋 田中園いちご狩り補助券のご案内 … 7
- ・石打丸山スキー場と「ホワイトハウス マスエン」のご案内 … 8
- ・令和6年度「写真コンテスト」作品募集中！ …………… 9

#### 割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

## 日本年金機構からのお知らせ

## 賞与支払届の提出について

事業主は、被用者である従業員及び70歳以上被用者に賞与を支給したとき、支給日から5日以内に、「被保険者賞与支払届」を提出してください。この届書内容により保険料や年金の計算の基礎となる標準賞与額が決定されます。そのため、提出漏れや提出誤りがあると、年金記録に誤りが生じることになりますので、十分ご注意ください。

賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。

## 賞与の対象となるもの

被保険者に、賞与、期末手当、決算手当など、その名称を問わず、労働の対償として、年間を通じて3回以下支給されるものが、届出の対象です。なお、年4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象となります。

賞与の対象となるもの		賞与の対象とならないもの
金銭によるもの	現物によるもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>賞与、ボーナス、期末手当、決算手当、夏期手当、冬期手当、繁忙手当、年末一時金、期末一時金など、賞与性のもので、年に3回以下支給されるもの</li> <li>その他、定期的でなくても、一時的に支給されるもの</li> </ul>	賞与等として、自社製品等の金銭以外で支給されるもの（金銭に換算）	<ul style="list-style-type: none"> <li>年4回以上支給されるもの（この場合は、標準報酬月額の対象）</li> <li>結婚祝金や大入袋等、労働の対償とならないもの</li> </ul>

※ 給与規程により、ボーナスを分割して毎月支給する場合は、通常の報酬には含めず「賞与にかかる報酬」（年4回以上支給されるもの）として取り扱います。この場合、保険料の算定にかかる報酬額は、1年間の賞与の支給総額を12で除した額となります。

## 賞与にかかわる保険料

年3回以下支払われる賞与について、1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額といい、毎月の給与と同率の保険料を納めます。この標準賞与額には、健康保険・厚生年金保険で、それぞれ上限額が次のように設定されています。（健康保険法第45条、厚生年金保険法第24条の4）

健康保険	年度（保険者単位で4月1日から翌年3月31日まで）の累計額で573万円
厚生年金保険	支給1ヶ月（同一月内につき2回以上支給されたときは合算）150万円

## 「年金委員」ってなんですか？

年金委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

公的年金制度について広く国民の皆さま方に周知するとともに、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行うため、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

令和6年3月末時点で、全国で130,447名の年金委員が委嘱されています。

現在、年金委員を未設置の事業主様は、ぜひ設置をご検討ください。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

## 日本年金機構からのお知らせ

## 事業主の皆さまへ

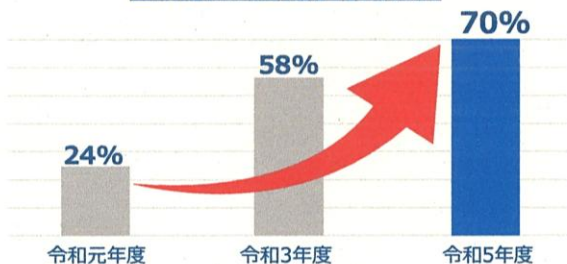
社会保険の手続きはオンラインサービスをご利用ください  
業務効率化やコスト削減など、メリットがたくさんあります！

## オンラインサービスの種類

## 電子申請

- 資格取得届や算定基礎届等の社会保険（健康保険・厚生年金保険）手続きを、e-Govやマイナポータルを使って、オンラインで申請・届出できるサービスです。
- 主要な届出※の電子申請割合は、令和5年度末に70%になりました。

主要な届出の電子申請割合



※ 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

## オンライン事業所年金情報サービス

- 毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。

<受け取れる情報>

## 保険料関係の情報・通知書

- ・社会保険料額情報  
月末に納付する社会保険料の見込額の情報
- ・保険料納入告知額・領収済額通知書  
当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書
- ・その他情報  
保険料増減内訳書や賞与保険料算出内訳書等の情報

## 電子申請に活用可能な情報

- ・被保険者データ  
社会保険に加入している従業員等の情報。「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書を作成可能

e-Gov：デジタル庁が運営する総合的な行政ポータルサイトです。

マイナポータル：デジタル庁が運営する、行政手続きの検索・電子申請などをワンストップで行うことができるサービスです。

## メリットがたくさんあります

## 電子申請



## いつでもどこでも申請可能

24時間365日オンラインで申請できます。  
在宅勤務をしていても、自宅から申請できます。



## 処理が速くて正確

申請データをそのまま取り込んで処理をするため、紙の届出と比べ文字の曖昧さがなく、速く処理されます。



## コスト削減

紙や電子媒体の届書の郵送費、年金事務所窓口に出向くときの時間や交通費が削減できます。



## 申請時のチェック・データ管理が簡単

申請時に不備がないかシステムチェックができます。  
処理状況・結果通知をPCで確認でき、データ管理も簡単です。

## オンライン事業所年金情報サービス



## 連絡不要で定期的に受け取りが可能

1度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書のデータを受け取ることができます。



## 早く受け取り・確認が可能

例えば、被保険者データは、郵送よりも20日間程度早く受け取り・確認することができます。



## 電子申請が簡単に

被保険者データを「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。



## いつでも確認が可能で、共有も簡単

24時間365日オンラインで確認できます。  
また、関係者間での情報共有が容易になります。



日本年金機構  
Japan Pension Service

ご利用方法は裏面  
をご確認ください。

## 日本年金機構からのお知らせ

## オンラインサービスの利用方法

## G Biz IDの取得

G Biz IDを取得すると、社会保険のほか、補助金や営業許可の申請など、オンラインの行政手続きの多くを利用することができます。



G Biz ID

検索

G Biz IDの取得は、ホームページをご覧ください

<https://gbiz-id.go.jp>

取得は簡単で、どちらのサービスも無料で利用できます！

## 電子申請

届書作成プログラム

G Biz ID  
で  
電子申請

または

人事労務管理ソフト  
自社システム

G Biz ID  
または  
電子証明書  
で電子申請

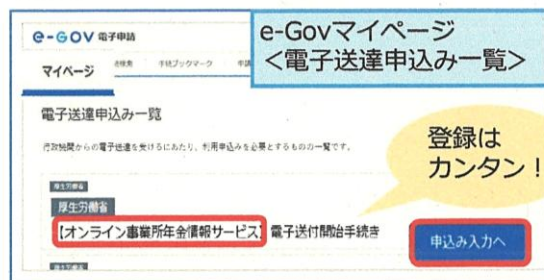
○届書作成プログラムは、届書作成と電子申請ができるソフトウェアで、日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。

○電子申請はe-Govやマイナポータルを経由して行います。

※人事労務管理ソフト・自社システムは、電子申請対応のものに限ります。

## オンライン事業所年金情報サービス

- G Biz IDがあれば、すぐに利用できます。電子申請と組み合わせれば、電子データの受け取りから届書の作成、申請までがオンラインで完結しますので、ぜひご利用ください。



## 被保険者データのCDによる提供サービスが3月末で終了します

- 希望した事業主の方に被保険者データを収録したCDを郵送するサービスが、令和7年3月末をもって終了します。同じ内容の電子データをオンラインで受け取ることができる、オンライン事業所年金情報サービスに切り替えをお願いします。
- オンライン事業所年金情報サービスは、現在G Biz IDをお持ちの事業主の方のみ利用できますが、令和7年1月から、①電子証明書をお持ちの事業主の方、②社会保険事務を受託している社会保険労務士の方も利用可能とする予定です。

## 登録方法や操作にお困りの場合は日本年金機構ホームページをご覧ください

- 日本年金機構のホームページには、おおまかな手続きの手順がわかる動画や、操作手順の詳細を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>


日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html)

電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください

※050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

〈受付時間〉月～金曜日：8：30～19：00 / 第2土曜日：9：30～16：00

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。  
協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

これからは **医療を受けるなら**  
**マイナンバーカード**

保険証は  
マイナ保険証へ



令和6年12月2日より  
健康保険証の新規発行は  
終了しました。※  
※発行済みの保険証は令和7年  
12月1日まで使用可能です。

これからは



マイナンバーカードを  
持っていけば、「マイナ保険証」  
として使用いただけます。

マイナ保険証の4つのメリット



過去のお薬の情報や  
健診結果をふまえた  
医療を受けられる



手続きなしで高額な  
窓口負担が不要に



確定申告の  
医療費控除申請が  
カンタンになる



従来の保険証よりも  
医療費がお得になる

マイナ保険証での受診の仕方



マイナ保険証の安全性

Q マイナンバーカードって  
そもそも安全？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報は記録されておらず、ICチップのみで個人情報の特定はできないようになっています。

Q マイナンバーを知られると  
悪用される？

マイナンバーを利用する際には顔写真付きの身分証等で本人確認を行います。他の人物があなたになりすまして利用することは困難です。

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

# 上手な受診で医療費を節約！

## 1 体にも財布にも優しい「かかりつけ医」を活用しよう！



**かかりつけ医がいれば！**

かかりつけ医とは、日常的な病気の診断や健康管理などができる身近な医師のことです。

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣等を把握・理解した上での治療やアドバイスが受けられます。
- 詳しい検査や高度な医療が必要と判断された場合には、適切な大病院や専門医を紹介してもらうことができます。

check!



**かかりつけ医を見つけるポイント**

- ① 職場の産業医との面談や健康診断、予防接種をきっかけに医療機関の受診を通して医師と話してみる。
- ② ご家族の受診をきっかけとして、ご自身のことについても健康相談をしてみる。

## 2 医療機関や薬局ではジェネリック医薬品を選ぼう！

ジェネリック医薬品に関する基本的なこと



### ジェネリック医薬品の効果や安全性について

医療機関や薬局から処方されるお薬は、先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品）に分けられます。

協会けんぽでは、加入者の皆さまの自己負担の軽減や医療保険財政にも効果をもたらすことからジェネリック医薬品の使用を促進しています。

#### ✓ 先発医薬品と同等の効果

先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、効果や安全性が同等と国から認められています。



#### ✓ 先発医薬品と比べ自己負担額が安い

先発医薬品の特許期間が過ぎた後に同じ有効成分を利用することから、開発コストが抑えられるためお薬代が安価になります。



#### ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

2024年10月から

### ジェネリック医薬品を選ばないとお薬代がさらに高くなる場合も

ジェネリック医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別料金(先発医薬品とジェネリック医薬品の薬価の差額の25%相当)をお支払いいただくこととなります。

※先発医薬品の処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別料金は発生しません。

この機会にジェネリック医薬品の積極的な利用を願っています。

特別料金の対象となる医薬品の一覧などはこちら



## 年末年始の休業日のご案内

協会けんぽ千葉支部は  
令和6年12月28日(土)～  
令和7年1月5日(日)まで  
休業させていただきます。

年末年始は書類の提出が集中するため、通常よりも給付金の支払い等に時間がかかる場合がございます。  
お早めにお手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先 企画総務グループ ☎ 043-382-8315



全国健康保険協会 千葉支部  
協会けんぽ

〒260-8645  
千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階  
043-382-8311 (代表)  
営業時間 平日 8:30～17:15

お待たせしました！

千葉県社会保険協会からのお知らせ

船橋市田中園

# 「いちご狩り」の 補助券配付のご案内



ところ

船橋市二和東 4-2-8

予約直通 TEL 080-6338-0537 (9:00~17:00)

<https://tanakaen-fruitsfarm.com>

※**予約優先です**。予約がないと入園できない場合があります。

ご利用の際には、専用の予約フォーム(補助券記載の二次元コード)からご予約ください。  
または、上記の予約直通電話にてご予約ください。

利用期間

令和6年 12月下旬 ~ 令和7年 5月末

補助金額

## 400円

※入園料から、補助金額を差し引いた料金を農園にお支払いください。  
※入園料は、時期によって異なります。ホームページでご確認ください。

利用対象者

当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

申込方法

当協会HPより申込書をダウンロードして必要事項を記入し、**返信用封筒(110円切手貼付・送付先を明記したもの)を必ず同封のうえ**下記申込先まで郵送にてお申込みください。  
※1事業所につき15枚までとさせていただきます。

申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13  
(一財)千葉県社会保険協会 いちご狩り補助券係 宛

配付受付

## 令和6年11月20日(水)から配付開始

※補助券がなくなり次第、配付を終了いたします。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

ファミリースキーにおすすめな

## 石打丸山スキー場の



- リフト13基、高低差664m、最長滑走距離4,000mのビッグスケール！
- 魚沼平野と越後三山を望む絶景！
- コンビリフト「サンライズエクスプレス」や山頂の展望エリア「ザ・ヴェランダ石打丸山」などの最新鋭の設備・施設を続々導入！
- キッズ専門スクールやプライベート空間を楽しめるドームテントもあるよ！

宿泊補助のある契約保養所

## ホワイトハウス マスエン



はいかが？

- 利用期間 令和6年12月20日(金)～令和7年3月31日(月)  
※初日については変更の場合があります。
- ところ 〒949-6372 新潟県南魚沼市石打 1626-1 ☎ 025-783-2440(FAXも同番号)
- 補助金額 1人1泊につき1,000円  
※利用対象:会員事業所の健康保険被保険者および被扶養者で小学生以上
- 補助券申込方法 ①直接、電話にて「ホワイトハウス マスエン」へご予約  
②マスエン予約完了後に当協会へ電話連絡  
③当協会より「契約保養所利用申込書」を送付  
④届いた申込書に必要事項にご記入のうえ当協会へ返送  
※宿泊補助券の発送まで1週間～10日程度かかりますことをご了承ください。

申込先 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会





千葉県社会保険協会からのお知らせ

## 令和6年度「写真コンテスト」

作品募集中！

自慢のワンショットをお持ちではないですか？ぜひ当協会のコンテストにお寄せください。



応募期間 令和7年1月9日(木)必着まで

題材 自由。「四季の風景」「心に残るスナップ」「文化・スポーツ・社会の変化を記録したもの」や千葉県内の「まつり」や「行事」など大歓迎です。

写真サイズ 六ツ切～四ツ切版または A4 サイズ(カラー)

応募資格 当協会会員事業所の健康保険被保険者様と被扶養者様

作品送付先 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 TEL043-233-3971

審査員 丹羽 敏憲 氏(全日本写真連盟関東本部委員)

発表 ホームページ(令和7年3月アップロード予定)および「月刊社保ちば2025(令和7)年3月号」に掲載し、作品応募者へ通知します。

賞 推薦1点・特選2点・準特選2点・秀作8点 ※入賞賞品をご用意しています。

応募上の注意 ①作品は未発表のものに限ります。  
②応募点数は1人 7点以内とさせていただきます。  
③下記の応募票をコピーしていただき、必要事項をご記入のうえ、応募作品の裏面に貼付してください。  
④入賞の応募作品は返却いたしません。選外作品につきましては返却いたします。  
⑤応募作品は「社会保険ちば」・「月刊社保ちば」の表紙に使用させていただく場合があります。  
⑥入賞作品の原版(ネガ・デジカメデータ等)は、入賞発表後、提出していただく場合があります。

キ リ ト リ

写 真 コ ン テ ス ト 応 募 票			
氏 名		男 ・ 女	歳
事 業 所 名	〒		
所 在 地			
電 話 番 号			
画 題			
撮 影 場 所	( 市 )		
カ メ ラ		撮影月	月
フィルム・デジタル区分	フ ィ ル ム ・ デ ジ タ ル		

※ご記入いただいた個人情報は、写真コンテスト(当協会ホームページおよび機関誌への掲載含む)以外には利用いたしません。